

資料 3

平成 27 年 8 月 11 日

入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（案） 「減免申請の申請期限及び個人番号への対応について」

国民健康保険税の減免申請期限を改める条例改正及び減免申請書の記載事項に個人番号を加える条例改正を、9月議会に提案します。

1 減免申請の申請期限について

総務省より市民税等の減免申請期限が見直され、各市町村の実情を踏まえて規定することの通知があり、これを受け市税等を改正することから、入間市国民健康保険税条例においても同様の規定をしているため、整合性を図り改正を行う。

公布の日から適用する。

改正案	現 行
納期限	納期限前 7 日

減免申請期限の延長により、申請者の利便性の向上が図られる。

2 個人番号への対応について

番号法の施行に伴い、減免申請書の記載事項を定める規定に個人番号を加える改正を行う。

平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

改正案	現 行
(1) 氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）	(1) 氏名及び住所

※番号法 ⇒ 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」